

令和元年 10 月 1 日

横浜市物品・委託等競争入札参加者要領の改正について

横浜市物品・委託等競争入札参加者要領を一部改正しましたのでお知らせします。

1 改正の概要

入札書の金額及び件名を保存性、耐久性が高い筆記具等以外により記載した場合の無効規定を追加します。(第 18 条第 4 号)。

*保存性・耐久性が高くない筆記具とは、鉛筆・消せるボールペンなど、その性質から文書の改ざんが容易であり、又温度変化により文字等が消えてしまう恐れがあるものを指します。

2 適用開始日

令和元年 10 月 1 日以降に行う契約の申込みの誘引（公告、指名通知及び見積通知）に係る契約について適用します。

3 その他

入札書以外の契約に関する書類（見積書、委任状、納品書、請求書等）についても、鉛筆・消せるボールペンなど訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。

担当：財政局契約第二課 電話：671-2186